

保護者さまへ

斑鳩町教育委員会  
教育長 山本 雅章  
(公印省略)

就学援助制度「令和7年度 斑鳩町準要保護児童・生徒就学援助」における  
事前認定および「新入学学用品費」の入学前支給について

斑鳩町では、収入が少ないなどの経済的な理由によって、就学することが困難なご家庭に対して、学用品費などの就学に必要な費用の一部を援助する就学援助制度を実施しております。

この制度のうち、令和7年4月に小学校・中学校に入学する幼児・児童を対象に、「新入学学用品費」の入学前支給を実施します。

申請を希望される方は、下記の内容をご確認いただき、期間内に手続きをお願いいたします。

記

■支給の対象となる方（次のいずれにも該当する必要があります。）

1. 令和7年度に斑鳩町立または国立、地方公共団体が設置する小・中学校に入学予定で、町内に住所を有するお子さんの保護者の方
2. 所得制限など就学援助制度受給の要件に該当する保護者の方（2ページ目参照）

■支給金額・時期

小学校入学予定の幼児1人あたり 57,060円

中学校入学予定の児童1人あたり 63,000円

上記金額を、令和7年3月上旬に届出のあった口座へ振込予定です。

■申請手続き

1. 受付場所 斑鳩町教育委員会事務局総務課（役場庁舎2階）  
午前8時30分から午後5時15分まで（土日を除く）
2. 受付期間 令和7年1月22日（水）から令和7年2月7日（金）まで
3. 必要となるもの 振込みを指定する口座の情報（金融機関名・本支店名・口座・種別・口座番号・口座名義人）がわかるもの

■留意事項

1. 「令和7年度 斑鳩町準要保護児童・生徒就学援助」の認定は「世帯ごと」となりますので、同じ世帯に居られる小学生、中学生の兄弟も同時に認定となります。
2. 査定結果は、令和7年2月下旬ごろから3月上旬までに、順次通知しますのでご了承ください。

## ■就学援助制度受給の要件

### 1. 令和6年度に、次のいずれかの措置を受けている方

ただし、斑鳩町以外の地方公共団体から就学援助制度の認定を受けている方を除きます。

- ・年度途中において、生活保護法にもとづく保護の停止又は廃止になる方
- ・町民税の非課税等
- ・国民年金保険料の免除、国民健康保険税の減免、または徴収の猶予を受けている方
- ・児童扶養手当（※）の支給を受けている方

※児童扶養手当は、父または母と生計を同じくしていない児童や、父または母が重度の障害の状態にある児童等を養育している方で、一定所得額以下の方が申請により支給されます。

### 2. 一定所得額以下世帯（※）

※認定基準値（生活保護の基準額に係数（1.3）を掛けたもの）以下の世帯

## ■（参考）令和6年度援助費目及び援助額（年間上限）

※下記費目および金額を、原則、学期ごとに月割りにて支給します。

なお、4・7・11については一括での支給、6については受診に応じての支給となります。

※援助費目及び援助額は変更となる場合があります。

|                |                                  |
|----------------|----------------------------------|
| 1. 学用品費等       | 小学校 15,550 円 中学校 27,310 円        |
| 2. 宿泊を伴う校外活動費  | 実施があった学年のみ保護者負担額を支給              |
| 3. 修学旅行費       | 実施があった学年のみ保護者負担額を支給              |
| 4. 新入学学用品費     | 第1学年のみ 小学校 57,060 円 中学校 63,000 円 |
| 5. 学校給食費       | 保護者負担額を支給                        |
| 6. 医療費         | 疾病（う歯等）の治療に要する経費として、必要に応じて支給     |
| 7. 共済掛金        | 災害共済給付にかかる共済掛金                   |
| 8. クラブ活動費      | 小学校 2,760 円 中学校 30,150 円         |
| 9. 生徒会費（中学校のみ） | 斑鳩中学校 3,000 円 斑鳩南中学校 2,400 円     |
| 10. PTA会費      | 小・中学校 3,000 円                    |
| 11. 卒業アルバム費    | 最終学年のみ 保護者負担額を支給                 |
| 12. オンライン学習通信費 | 小・中学校 14,000 円                   |

※生徒会費・PTA会費は、世帯ごとの支給となるため、兄弟がいるご家庭の場合はいずれか1人に支給します。なお、小学校と中学校に兄弟がいる場合は、それぞれの学校ごとに支給します。

※オンライン学習通信費は、世帯ごとの支給となるため、兄弟がいるご家庭の場合はいずれか1人に支給します。なお、小学校と中学校に兄弟がいる場合であっても、ご家庭のお子さんの代表1名に上記金額を支給します。

担当

斑鳩町教育委員会事務局総務課学校教育係

☎ 0745-74-1001(内線 234、235)